第五十条の二　令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

［略］		
第三十六条の二 第三十六条の三の三 第三十六条の三十の五 第三十六条の三十の六 第三十六条の三十の七第二項 第三十六条の三十一第二項 第三十六条の三十二の二第二項 第三十六条の三十二の四第二項 第三十六条の三十二の八 第三十六条の三十二の九 第三十六条の三十三第二項 第三十六条の三十五第二項 第三十六条の三十八第二項 第三十六条の三十九の二 第三十六条の四十	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長
［略］		

第五十条の三　令第四十五条第二項の規定により、中核市が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

［略］		
第三十六条の三十の五 第三十六条の三十の六 第三十六条の三十の七第二項 第三十六条の三十二の二第二項 第三十六条の三十二の四第二項	都道府県知事	中核市の市長
［略］		

第五十条の二　令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

［同上］		
第三十六条の二 第三十六条の三の三 第三十六条の三十の五 第三十六条の三十の六 第三十六条の三十の七第二項 第三十六条の三十一第二項 第三十六条の三十二の四 第三十六条の三十三第二項 第三十六条の三十五第二項 第三十六条の三十八第二項 第三十六条の三十九の二 第三十六条の四十	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長
［同上］		

第五十条の三　令第四十五条第二項の規定により、中核市が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

［同上］		
第三十六条の三十の五 第三十六条の三十の六 第三十六条の三十の七第二項	都道府県知事	中核市の市長
［同上］		